

コストコ・プリペイドカード利用約款

第1条(本約款の趣旨)

本利用約款(以下「本約款」といいます)は、コストコホールセールジャパン株式会社(以下「当社」といいます)が発行するコストコ・プリペイドカード(COSTCO PREPAID CARD)(以下に定義される「本カード」を指します)のご利用について規定するもので、コストコ・プリペイドカードの所持者(以下に定義される「お客様」を指します)は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条(定義)

本約款において使用する語句の定義は、別途定義されない限り、次のとおりとします。

(1)本カード

当社発行の前払式支払手段である加減算型カードで、貨幣価値情報を電子データに代えて、入金することができ、また入金された金額をもってコストコ倉庫店・併設ガスステーションにおいて商品を購入することができる機能を備えたものをいいます。

(2)お客様

本約款の規定の全部の内容を理解、同意および承諾した上で、当社から直接・間接を問わず本カードの引渡しを受け、現実に本カードを所持される方であって、本約款に従って本カードのご利用をされる方をいいます。

(3)商品

カード取扱店にて販売する商品(フードコート販売商品など当社指定の一部商品を除きます)、またはカード取扱店にて提供する役務やサービス(配送カウンターでの配送料など当社指定の一部の役務・サービスを除きます)などを総称したものをいいます。

(4)カード取扱店

日本国内全てのコストコ倉庫店・併設ガスステーションをいいます。具体的なカード取扱店の場所や情報に関しては、本約款末尾に記載された当社ホームページにてご覧いただけます。

(5)バリュー

お客様が商品の給付を当社に請求する上で必要となる流通貨幣に相当する価値をいいます。なお、本カードの最終ご利用日現在におけるバリュー残余数量を、以下「残高」といいます。

(6)商品購入による利用

商品の給付を受けるために必要な残高を有する本カードをカード取扱店に提示することにより商品の給付を請求し、かつ当該商品の給付を受ける行為を総称していいます。本カードを利用してコストコ年会費を支払うことも含みます。

(7)入金

当社が指定する方法により、本カードの残高を増加させる行為をいいます。

(8)残高照会

本カードをカード取扱店に提示することにより、または、その他の当社が指定する方法により、本カードの残高を確認する行為をいいます。

(9)ご利用

本カードへの入金、残高照会、および本カードの商品購入による利用の行為を総称していいます。

第3条(本カードの発行)

当社は、カード取扱店において本カードを発行するものとし、コストコ会員は、入金をして本カードの交付を受けることができるものとします。なお、本カードの発行手数料はいただきません。

第4条(本カードのご利用にあたっての注意事項)

1. 本カードはコストコの会員証ではありません。
2. 本カードのみでコストコ倉庫店への入店・買物はできません。
3. 本カードは、日本国内の全てのコストコ倉庫店・併設ガスステーションにて、有効期限内のコストコ会員のみご利用をすることができるものとします。お客様は、コストコの会員資格を喪失した場合、本カードのご利用はできず、かつ、当社に対して、返金、払戻しその他名目を問わず一切の請求をすることができないものとします。
4. 本カードの転売は固く禁じます。なお、本カードをコストコ会員またはコストコ非会員に対して無償譲渡(贈与)することは可能です。コストコ非会員が本カードの無償譲渡(贈与)を受けた場合、本カードを利用するにはコストコの会員となる必要があります。
5. 本カードの改竄、偽造、または変造は固く禁じます。

第5条(入金の方法)

1. 本カードへの入金は、設置のプリペイドカード専用端末にて承るものとします。
2. コストコ会員は、現金もしくは当社が指定する支払い方法にて、本カードへ入金することができるものとします。
3. 本カード1枚の1回あたりの入金は、1,000円以上1,000円単位で可能です。
4. 本カードへ蓄積できるバリュー上限額は、一回につき49,000円、ただし本カード1枚につき100,000円までとします。

第6条(商品購入による利用の方法)

1. 本カードにて商品をご購入される場合には、カード取扱店内の本カード利用可能なレジにて本カードをお渡しいただくものとします。本カードの残高から商品購入合計額を差し引くことにより、現金にてお支払いされた場合と同様の効果が生じます。
2. お渡しいただいた本カードの残高が商品購入合計額に満たない場合は、改めて本カードに入金いただいた上で前項の方法によるか、または不足分を現金もしくは当社が指定する支払い方法

によりお支払いいただくものとします。

3. コストコ倉庫店では、お支払いの際に本カードを 10 枚までご利用いただくことができます。ただし、併設ガステーションでは、一度のお支払にご利用可能な枚数は 1 枚までとさせていただきます。
4. お客様は、前各項のいずれかにより商品購入による利用をされた後、本カードご利用により減少したバリュー（商品購入合計額相当）、および、当該利用後の本カードの残高を表示したレシートまたは明細書その他の当社が指定する書面（以下、単に「レシート」といいます）をカード取扱店から受け取るものとし、かつ、直ちにレシートに記載された事項に過誤がないことを確認しなければならぬものとします。なお、レシートの受取時にお客様から特段のお申し出がないかぎり、お客様がレシートに記載された事項に過誤がないことを確認したものとみなすものとします。
5. 本カードを複数枚お持ちであっても、各本カード残高を 1 枚の本カードに統合することはできません。

第7条（残高照会の方法）

1. お客様は、カード取扱店に設置のプリペイドカード専用端末に本カードを提示していただくことにより、本カードの残高照会をすることができます。
2. お客様は、当社の指定するウェブサイトにて残高を確認することもできます。この場合は、本カード裏面に記載された16桁のカード番号と6桁の PIN 番号が必要です。
3. 当社の指定するウェブサイトにおいては、本カードの残高のほかご利用の履歴も確認が可能です。但し、システムの都合上、ウェブサイト上で表示することができる履歴内容、履歴件数は当社が決めるものとします。

■残高照会サイト URL

<パソコン>

<https://www.vcsys2.com/s/costco/p/>

<携帯>

<https://www.vcsys2.com/s/costco/m/>

第8条（払戻し）

1. 次項に定める場合を除き、本カード自体または本カード残高の換金、返金および払戻し等はいたしません。
2. 社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当社の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止することを当社が決定した場合、お客様は、当社に対して本カードの残高の払戻しを求めることができるものとします。この場合、当社は、所定の方法に従って、本カードの残高を確認

し、その結果に基づいて、本カードの回収をしたうえで払戻しを行うものとします。

第9条(再発行)

1. 本カードを紛失した場合、もしくは盗難された場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、本カード機能の停止、返金、または再発行はいたしません。改竄等により本カードのご利用に支障が生じた場合も同様に返金または再発行はいたしません。
2. カードの機能を損うことがありますので、本カードを汚損したり、折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。
3. 当社は、本カードが毀損され、または、必要な機能が損なわれた場合、その原因がお客様の故意または重過失に基づかないことが明らかであり、かつ本カード磁気情報または裏面に記載されている特定の番号が判読可能であるときに限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて、本カードの回収をしたうえで、必要な残高を利用する機能を備えた新たな本カードを発行するものとします。この場合、新たな本カードの図柄及び属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。なお、当社の判断により、新たな本カードの発行に代わり、必要な残高を現金にてお支払する場合もあるものとします。

第10条(不正な取得・利用等)

1. 次のいずれかに該当するときには、当社は、本カードのご利用をお断りし、本カード自体を無効扱いとします。この場合、当社は、本カードを当社にお引渡しいただくことを請求し、またはすでにお預かりしていたときには本カードを返還しないことができるものとし、お客様は、払戻しまたは本カードの再発行もしくは交換のいずれも一切請求することができないものとします。
 - ①お客様が不正な方法により本カードを取得され、または、お客様が不正な方法により本カードを取得されたことを知ってご利用された場合やご利用しようとした場合。
 - ②お客様がしたものか否かにかかわらず、本カードが改竄、偽造、または変造されたものである場合。
 - ③本約款に違反した場合。
 - ④その他、本カードのご利用が不正であると当社が認める場合。
2. 当社は前項所定の各号の疑いがある場合、調査のため一時的に本カードのご利用をお断りしたうえで本カードをお預かりできるものとします。

第11条(ご利用期限に関する制限)【重要事項】

1. 本カードの最終ご利用日の翌日を起算日として1年間ご利用がない場合、本カードは無効となります。この場合、当社は、本カードの残高の有無または多寡にかかわらず、返金等はしないものとします。お客様は、ご利用期限が到来した本カードのご利用はできず、返金、払戻しその他名目を問わず無効となった本カードに関して、当社に一切の請求をすることができないものとします。

2. お客様は、第7条に規定する残高照会の方法によって、本カードの最終ご利用日及びご利用期限を確認することができます。なお、ご利用期限内に残高照会をした場合には、最終ご利用日は、当該残高照会日に書き換えられることとなります。
3. お客様は、ご自身の責任で本カードのご利用期限について十分注意を払うものとします。

第12条(システム保守・障害等)

本カードに関するシステムの設計、管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、メンテナンス、カード偽造等に関する対応、その他やむを得ない事情により、カード取扱店の一部または全部において、予告なく本カードのご利用の一部または全部につき一時的に停止することがあります。この場合、本カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条(業務委託)

当社は、本カードに関して行う業務を第三者に委託する場合があります。

第14条(質権等担保権設定の禁止)

1. お客様は、本カードに質権等の担保の設定を一切することができないものとします。
2. 当社は、お客様が前項に違反した場合、当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。

第15条(裁判管轄)

本約款に基づくご利用および取引に関してお客様と当社との間に紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第16条(本約款の変更)

1. 当社は、本約款を、当社ホームページ及びカード取扱店の店頭にて公開し、かつ、本約款を変更しようとするときには、変更後の約款を、当社ホームページ、カード取扱店の店頭に所定の期間表示するものとします。
2. お客様が約款変更後に本カードをご利用された場合には、変更後の約款に同意してご利用をされたものとみなします。

附則

1. 本約款は、平成27年5月27日から適用された約款(その後の改正を含みます)を改正したものであり、平成30年9月1日からこれを適用します。
2. この改正規定は令和4年9月1日から適用します。

《コストコ・プリペイドカードに関するお問合せ窓口》

コストコホールセールジャパン株式会社

〒292-0007 千葉県木更津市瓜倉361番地

電話番号 0438-42-2600

<http://www.costco.co.jp>